



発行 新潟県

第59号

令和2年8月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 888 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 889 特定計量器定期検査の検査場所の変更(計量検定所)
- 890 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 891 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 892 種苗生産事業者の登録(治山課)
- 893 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)
- 894 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 895 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 896 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 897 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 898 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 899 団体営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 900 道路の区域変更(道路管理課)

公 告

一般競争入札の実施(ICT推進課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

告 示

◎新潟県告示第888号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和2年8月7日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
あさひ調剤薬局	村上市猿沢2287	育成医療・更生医療	令和2年8月1日
さくら薬局赤泊	佐渡市赤泊61	育成医療・更生医療	令和2年8月1日

◎新潟県告示第889号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により実施する魚沼市の特定計量器定期検査の検査場所(令和2年7月新潟県告示第772号)の一部を次のとおり変更する。

令和2年8月7日

新潟県知事 花角 英世

検査日時		変更前	変更後
8月17日(月)	午前10時から正午まで	広神コミュニティセンター	須原第一体育館
8月18日(火)	午後1時から3時30分まで	須原第一体育館	広神コミュニティセンター

◎新潟県告示第890号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年8月7日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日					
登録検査機関の名称	協同組合米ネットワーク新潟							
代表者氏名	理事長 飯島 武好							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区上大川前通九番町1265番地							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	長橋 旦	新潟県長岡市東栄2-1-7	もみ、玄米	K1524072				
備考	略称『米ネットワーク新潟』 令和2年8月7日 農産物検査員1名の登録抹消。検査員合計103名。							

◎新潟県告示第891号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年8月7日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日					
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会							
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	今井 正人	新潟県胎内市菅田1162-27	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152020002				
備考	略称『新潟県検査協会』 令和2年8月7日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計723名。							

◎新潟県告示第892号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

令和2年8月7日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	生産事業者		生産事業内容				事業所		登録年月日
			種穂		苗木		名称	所在地	
住所又は所在地	氏名又は名称	採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成				
619	柏崎市大字水上467番地	有限会社 山波農場	○	○	○	○	有限会社 山波農場	柏崎市大字 水上467番地	令和2年7月27日

◎新潟県告示第893号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年8月7日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

理事 新発田市茗荷谷661番地 大沼 淳

退任年月日 令和2年7月1日

◎新潟県告示第894号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、十日町市の川西土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年8月7日

新潟県十日町地域振興局長

1 就任

理事	十日町市仁田3444番地	田中 茂夫 (理事長)
〃	〃 伊勢平治18番地 1	星名 敏雄
〃	〃 上野乙236番地 1	根津 秀一
〃	〃 山野田15番地	北村 公太郎
〃	〃 仁田2374番地	藤原 直幸
〃	〃 上野甲282番地	渡邊 義則
〃	〃 霜条288番地 1	星名 宣男
〃	〃 野口318番地 1	村越 浩明
〃	〃 新町新田28番地 1	渡辺 一弘
監事	〃 沖立2196番地	星名 善彦
〃	〃 木落704番地 2	和久井 昇

就任年月日 令和2年7月18日

2 退任

理事	十日町市仁田3444番地	田中 茂夫 (理事長)
〃	〃 上野甲1342番地 1	今井 徳太郎
〃	〃 伊勢平治18番地 1	星名 敏雄
〃	〃 水口沢176番地	野上 正平
〃	〃 上野甲2943番地10	上村 正昭
〃	〃 野口447番地 1	星名 晴一
〃	〃 鶴吉154番地 2	田村 允伸
〃	〃 新町新田566番地	水品 成良
〃	〃 仁田2374番地	藤原 直幸
〃	〃 山野田15番地	北村 公太郎
監事	〃 木落584番地	田口 隆治
〃	〃 沖立2196番地	星名 善彦
〃	〃 下平新田508番地 1	清水 利一

退任年月日 令和2年7月17日

◎新潟県告示第895号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐渡市の小布勢土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年8月7日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事	佐渡市西三川1092	林田 広幸 (理事長)
〃	〃 大倉谷268	佐々木 正雄
〃	〃 田切須256	佐々木 力
〃	〃 西三川1221	金子 佳稔
〃	〃 大倉谷39-4	長 久雄
〃	〃 大倉谷174	柴原 壽美雄
〃	〃 田切須250	津田 隆子
〃	〃 西三川1905-3	畠中 隆光
〃	〃 西三川1109	白杵 昭彦
監事	〃 田切須269	佐々木 雅文
〃	〃 大倉谷251	白杵 克紀
〃	〃 西三川1171	三島 宏之
就任年月日	令和2年7月26日	

2 退任

理事	佐渡市西三川1046	島倉 武昭 (理事長)
〃	〃 西三川1159	高柳 雅宏
〃	〃 大倉谷230-1	秋山 保
〃	〃 田切須256	佐々木 力
〃	〃 大倉谷209	佐々木 克昭
〃	〃 大倉谷251	白杵 克紀
〃	〃 西三川1221	金子 佳稔
〃	〃 西三川1627-13	高野 哲男
〃	〃 田切須775	佐々木 慶一
監事	〃 大倉谷89	柴原 行雄
〃	〃 西三川1018	入舟 良夫
〃	〃 田切須269	佐々木 雅文
退任年月日	令和2年7月25日	

◎新潟県告示第896号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営笠木地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年8月11日から令和2年9月7日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第897号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市及び五泉市の一部を受益地域とする県営新関地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月7日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年8月11日から令和2年9月7日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市秋葉区役所及び五泉市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、見附市の一部を受益地域とする県営名木野地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月7日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年8月11日から令和2年9月7日まで

3 縦覧に供する場所

見附市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第899号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和2年8月7日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
十日町市 十日町土地改良区	梅花	農業用排水施設整備(県単農業農村整備「かんがい排水」)	令和2年6月29日

◎新潟県告示第900号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年8月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾田井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市小貫字桑扒936番1から	新	15.0~53.0メートル	317.7メートル
同市小貫字桑扒816番1まで	旧	25.0~60.0メートル	317.7メートル

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その39)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける

ものである。

令和2年8月7日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その39)の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年11月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県庁(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和2年8月7日(金)から令和2年8月21日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年9月16日(水) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和2年8月7日(金)以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和2年9月4日(金) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 令和2年9月11日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その39)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その39)の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System System Servers and Software applications

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. September 16, 2020

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、内視鏡手術システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年8月7日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

内視鏡手術システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和2年9月15日(火)午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年9月18日(金)午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他
詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Endoscopic surgery systems [1] set
- (2) Deadline for bid submission:
5 : 00 p.m. SEPTEMBER 15, 2020
- (3) Date of bid opening:
10 : 00 a.m. SEPTEMBER 18, 2020
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Administrative Section, Niigata Prefectural Cancer Center Hospital

2-15-3 Kawagishi-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, JAPAN

〒951-8566

TEL 025-266-5111 Ext.2312